

情報通信審議会 総会（第54回）議事録

1 日時 令和7年9月11日（木）13:00～14:20

2 場所 第1特別会議室（Web会議併用）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

遠藤 信博（会長）、高田 潤一（会長代理）、荒牧 知子、
石井 夏生利、伊丹 誠、市毛 由美子、内山 隆、大柴 小枝子、
大橋 弘、岡田 洋祐、加藤 寧、閑歳 孝子、桑津 浩太郎、
甲田 恵子、國領 二郎、小島 隆洋、丹 康雄、東條 吉純、
長谷山 美紀、藤井 威生、増田 悦子、横田 純子（以上22名）

（2）総務省

阿達 雅志（総務副大臣）、竹村 晃一（総務審議官）、
今川 拓郎（総務審議官）、山崎 良志（官房長）、
大村 真一（官房総括審議官）、藤田 清太郎（官房総括審議官）

（国際戦略局）

布施田 英生（国際戦略局長）

（情報流通行政局）

荒井 陽一（官房審議官）、高田 裕介（地域通信振興課長）、
坂本 光英（地域通信振興課 デジタル経済推進室長）、
牛山 智弘（郵政行政部長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、吉田 恭子（電気通信事業部長）、
内藤 頼孝（電気通信事業部 料金サービス課 消費者契約適正化推進
室長）、翁長 久（電波部長）、小川 裕之（電波部 電波政策課長）、
向井 ちほみ（電波部 電波環境課長）

（サイバーセキュリティ統括官）

三田 一博（サイバーセキュリティ統括官）

(3) 事務局

中村 裕治 (情報通信政策課長)

4 議 題

(1) 答申案件

① 「地域社会 DX の推進に向けた情報通信政策の在り方」について

【令和7年2月3日付け諮問第29号】

② 「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「電波の利用環境の在り方」について

【令和7年2月3日付け諮問第30号】

(2) 議決案件

情報通信審議会議事規則の一部改正について

(3) 報告案件

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

開 会

○遠藤会長　　ただいまから情報通信審議会第 54 回総会を開催させていただきます。

本日はウェブ会議とのハイブリッド形式にて会議を開催させていただいております。現時点で、委員 30 名中 22 名の方が御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきたいと存じます。

また、本日、審議の終了前に、阿達総務副大臣から御挨拶をいただく予定になってございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じます。

本日の議題は、答申案件 2 件、議決案件 1 件、報告案件 1 件となっております。円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

(1) 答申案件

① 「地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方」について

【令和 7 年 2 月 3 日付け諮問第 29 号】

○遠藤会長　　初めに、答申案件、諮問第 29 号「地域社会 DX の推進に向けた情報通信政策の在り方」について、審議をいただきたいと存じます。

本案件につきましては、情報通信政策部会におきまして精力的に調査・審議し、このたび答申案をまとめていただきました。

本日は、情報通信政策部会の部会長である國領委員から御説明をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○國領委員　　情報通信政策部会長の國領でございます。

それでは、資料 54-1-2 が答申案ではございますが、大部のため、資料 54-1-1 の概要資料に基づいて説明をさせていただきます。

本件は、令和 7 年 2 月に総務大臣より諮問を受けた諮問第 29 号「地域社会 DX の推進に向けた情報通信政策の在り方」について、情報通信政策部会において調査・審議を重

ねてきたものでございます。本年2月13日の第63回部会において検討開始以降、会合を6回開催し、事業者ヒアリング等を重ね、議論を深めてまいりました。そして、7月29日の第68回部会において、本日の答申案を議決したところでございます。

2ページ目について、本諮問の概要を載せております。少子高齢化と人口減少による働き手不足をはじめ、様々な課題に直面している地域社会・経済を維持・発展させるためには、AIを含むデジタル技術の徹底活用により地域課題を解決する地域社会DXを推進し、イノベーションにより付加価値を創出することが求められています。そのためには、AIを含むデジタル技術の中核的担い手となる企業が、地域のニーズに合った事業展開をできるようにすることが重要です。

これを踏まえ、情報通信政策部会では、地域社会DXの推進に向けた政策の在り方について検討するため、ケーブルテレビ事業者、商社、IoTサービス事業者、インフラ管理、スタートアップ、自治体等、11者からヒアリングを実施して審議いたしました。

審議を踏まえた答申案のポイントとしましては、地域課題を起点としたマーケット・インのソリューション創出・導入の強化、AIの徹底活用を核としたデジタル技術の活用強化、実装・事業化・普及に向けた大幅な支援強化、地域課題解決のための新たなデジタルインフラの活用、の4つの柱を挙げさせていただいております。

3ページ目について、4つの柱を打ち出すに至った背景について御説明します。

地域の課題と地方公共団体のデジタル化の現状です。三大都市圏以外では、公共交通機関の縮小や農林水産業の担い手不足、設備の維持・管理、更新費の増加などの課題が挙げられています。また、総務省で毎年夏に行っている全自治体向けの調査では、約半数の自治体において、地域課題解決のためにデジタル技術の導入に取り組んだことがないとの結果が出ています。

地域課題解決に向けた企業等との連携の重要性について、中小企業の3分の1は、現に何らかの地域課題の解決に取り組んでいます。さらに、今後取り組みたい企業は、ほぼ半分となっています。地域課題解決に当たっては、自治体やほかの事業者と連携して取り組む事例、あるいは今後取り組みたいと思うというニーズが多くなっており、連携によってメリットがあると受け止められています。

次に、AIの発信点とその導入状況について整理しています。

新しいデジタル技術の一つであるAIは、ロボットや自動運転などへの活用を通じて市場が拡大していることに加え、生成AIも登場しており、今後、頭脳・肉体労働両面の自

動化が進むことが期待されています。

一方、日本では中小企業を中心に、企業の AI 導入利活用割合が低くなっています。地方ほど中小企業の割合が高いことから、地方の企業における AI の利活用も低い水準と見込まれます。地方公共団体においても、小規模自治体ほど AI 利活用水準が低いという状況になっています。

5 ページ目について、総務省の地域社会 DX の実証事業から実装に至った割合です。令和 2 年度から 4 年度は 10% 前後でしたが、令和 5 年度は平均 20% とやや上昇しておりますが、依然として低い割合にとどまっています。

6 ページ目、新しいデジタルインフラの整備についてですが、衛星通信などの非地上ネットワーク、NTN やオール光ネットワーク（APN）を例として挙げております。NTN については、低軌道周回衛星との通信で既にサービス提供が進んでいますが、APN についてはこれからという状況になっております。今後の地域課題解決においては、こうした新しい通信技術の活用が想定されます。

以上を踏まえつつ、7 ページ目では、4 つの柱に沿って、その課題と対応の方向性について整理しています。

まず、地域課題起点のソリューション創出・導入強化につきましては、地方公共団体等とデジタル技術を有する企業や大学等の産学官マッチング体制が不十分、企業は地域課題ニーズ、地方公共団体は技術シーズの把握が不十分といった課題があり、これに対して、地方公共団体等の地域課題ニーズと企業の技術シーズをお互い把握しやすくし、効果的にマッチングになるよう官民の連携体制構築を支援すべき、企業の取組が事業化・海外展開を見据え、地域課題や経済性などニーズに合ったものになるよう実証前から計画の策定を支援すべきという対応の方向性を示しています。

次に、AI の徹底活用強化につきましては、AI は都市部との格差是正に有効な手段であるにもかかわらず、地方ほど AI 等のデジタル人材が不足し、AI 等の活用も進んでいない、地方公共団体等にとっては、実績が乏しいスタートアップの活用には不安が伴うといった課題があり、これに対して、大学等が提供する AI 等人材育成講座の活用を推進すべき、スタートアップの課題解決の実績づくりを支援すべきという対応の方向性を示しています。

次に、実装・事業化・普及に向けた大幅な支援強化については、例えば農産物が気候変動の影響や栽培サイクルに合わせたデータが必要であるように、自然環境下等でのデ

ータ収集と開発を行う AI ソリューションは実装までに長期間が必要である、通信等の面的なインフラ整備は費用負担が大きいため、多用途での活用が必要といった課題があり、これに対して、複数年の実証枠組みを創設すべき、通信インフラを活用したスマート農業やスマート防災等の地域課題解決を関係省庁連携で支援すべき、優れたソリューションをモデル化すると共に、関係機関と連携して国内での普及や海外展開などにも取り組むべきという対応の方向性を示しています。

最後ですが、新たなデジタルインフラの活用について、総務省が本年6月に策定したデジタルインフラ整備計画2030に基づき、新しい通信技術としてNTNやAPNなどの整備を推進することに加えて、それらを活用した地域課題解決モデルの創出・実装に取り組むことも求められると示しています。

私からの御説明は以上となります。どうぞ御審議よろしくお願い申し上げます。

○遠藤会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、皆様から活発な御意見をいただければと存じます。

○内山委員 この部会のメンバーでしたので、今御報告あったとおり、通信を通していろいろな自治体の問題解決に資することができればということで、いろいろな御提案もいただきまして、また、課題も御披露いただいたと考えております。

なかなか技術だけで問題を解決するというわけではないですが、あくまで一助としてしっかり通信技術を位置づけ、リアルな問題に対して取り組むという姿勢を引き続き持っていくことで、この施策は多分、有効に作用するかなと考えております。

○遠藤会長 ありがとうございます。

○長谷山委員 大変にポイントを捉えた資料54-1-1を作成いただきまして、誠にありがとうございます。議論頂いた皆様にも感謝申し上げます。

デジタル技術の導入が十分に進んでいない地域課題解決について、先ほどの御説明にもありましたが、大学等で、簡便かつ容易に受講可能な形態でデジタル技術を習得できる機会の提供が重要です。デジタル技術の習得といいましても、まずは、利用するために十分な技術を学び、心理的な障壁を下げる必要があります。

難易度が高かったり、学ぶ量が多かったりすると、受講せずに、結局、元の状態に留まることとなります。多様な受講者を対象として、受講環境を実装するときに、このような点がポイントになるのではないかと考えております。

○遠藤会長 ありがとうございます。

○甲田委員 全体的な取りまとめ、ありがとうございます。まず、全体的に、AI を使うことが何か目的のようになっているので、AI を使うことが目的ではなくて、課題解決の効率化が目的だという見え方が必要かなと思っています。

先ほど全国各地の課題が出ていましたが、私、AsMama という会社で、DX を使って、子育てや暮らしを近隣共助で頼り合うということ、様々な行政様や企業様と連携させていただいているんですが、移動の問題、農業・地元産業の人手不足みたいなところに対しては、子育て支援の人手不足と同じようなデジタル技術が活用できるんですけども、それらを使った事例を、やはり小さな自治体様とか企業様は御存じなくて、どういった課題にどういった DX が使えるのかという事例を、まだまだ御存じないなと感ずることが非常に多くあります。なので、課題は明確でも、それに適した DX の活用、AI の活用というのが分からないので、デジタルも AI もよく分からないみたいな状態が続いているのではないかなと思っています。

あと、実証の在り方で、20%程度しかその後実装されないというところだったと思うんですけども、今後は複数年度にわたる実証・実装というものが検討されるということは、一つ非常に喜ばしいことだと思っております、これまではどうしても実証という単年度で、大体6月、7月ぐらいに公募が出てきて、もう10月、11月、12月ぐらいまでにはどうするのかを検証しなければいけないみたいな大きな課題があったので、非常に複数年度の実証というのはすばらしい取組だと思っております。

一方で、例えば、総務省に限らないですが、実証に関しては多少補助金等々が出るものの、その後の実装やその前の調査についてはなかなか予算がつかないところで、実証の一部分については少額予算がつくものの、その後の実装のところになったら、もういきなり民間のほうで実用化すべき、経済的にも自立すべきという状況が非常に多く見られて、それではなかなかベンチャーが長年かけて自分たちで見つけてきたソリューションを自治体向けに提案していこうみたいな形にならないので、その辺もよく検討されるとういのではないかなと思いました。

○遠藤会長 ありがとうございます。

○國領委員 ありがとうございます。それぞれに非常に重要なポイントをいただいたかと思うのですが、最後の甲田委員からいただいた点、最初の論点としてAI を非常に重視したわけですけども、ただしAI というのも課題解決の文脈できちんと位置づけていかなきゃいけない、これが非常に重要じゃないかと思います。

複数年度支援の仕組みについては、かなり多くの議論があったところでございます。単年度の体制から複数年度、何とか制度的にいろいろ工夫をしながらやっていくということについて書き込ませていただいているわけです。御指摘のように、実証後も継続する割合を 20%から引き上げていくためには、後のことも考えなければいけないですし、ひょっとすると前の部分も重視しなければいけないという御指摘は非常に重要な論点ではないかと思えます。今回の答申を受けての活動にも反映していただきたいですし、さらなる改善を図っていくべき点ではないかと感じた次第でございます。ありがとうございます。

○遠藤会長　　ありがとうございました。

○高田地域通信振興課長　　國領先生、甲田先生、ありがとうございます。

まず、AI の活用が目的化してはいけないというのは、そのとおりだと思います。私たちの事業は、いずれも地域課題を解決するための手段として AI ないしはデジタル技術を活用していく、この部分が本線だと思いますので、そういったところをしっかりと肝に銘じてやっていきたいと思っております。

2 点目でございますけれども、実証の前の部分での支援という御指摘がございました。この点、そのとおりかと思っております。私たちの事業の中でも、計画策定支援という形で自治体の DX 計画を支援させていただいたり、あるいは推進体制構築支援ということで、自治体のほうの座組の支援もさせていただいたりしてございます。

また、國領先生、甲田先生にはお世話になってございますが、地域情報化アドバイザーといった形で助言する制度がございますが、そういった部分と実証の部分の継ぎ目というものが果たしてシームレスかということにつきましては、私たちも引き続きしっかりと精査をしていきたいと思っておりますし、実証、提案書が出されて、もう手も足も出ないということになりませんように、申請前から丁寧にケア、フォローに努めていきたいと思っております。

そういった中で、課題は分かったけれども、こういった技術を使うか分からないよといったところにつきましても、そういった課題解決の道具集のようなものを作っていないか、これは提言の中でもソリューションのモデル化ということでお話しさせていただいてございますが、こういったところの解像度を一層上げていきたいと思っております。

御指摘やコメント、ありがとうございました。

○遠藤会長　　ありがとうございました。

1点だけ、私から、お話の中で出たかどうかということについて確認させていただきたいと思いますが、國領先生、お願いします。

1つは、AI を使うことになると、どれだけデータプラットフォームが充実しているかというのは大変重要なことですが、地域でのデータの収集またはプラットフォームの構築、そういうことについても何か御議論があったのかということと、先ほど NTN、APN というお話をいただきましたけれども、これと、データプラットフォームと関連しますが、時間軸上で、どのようなタイミングで、どのようなものがあることが望ましいかと、そのような若干ミッドタームでのスケジュール的なお話も出たんでしょうか。

○國領委員　　データの取扱い、例えば水産業におけるデータの蓄積のようなどころについては、いろいろな形で議論がなされました。ここでもやっぱり、どうやってこの継続性を、本当に実証などを始めてデータを蓄積したものを実際に使えるようなどころまで蓄積していくためには相当程度の時間が必要です。その意味において、会長が御指摘いただいたとおり、継続性の話とデータの活用というのは非常に密接に関係しているという、そんな議論がなされてきたかと思います。

○遠藤会長　　ありがとうございました。私はやっぱり、ローカルのデータを集める方法論も含めて、地方大学の果たす役割というのは結構大きいんじゃないかなという気がしています。それはまた別のところで議論されるかもしれませんが、いずれにしても、今回の答申をいただいて、一つの方向感が出てきたことは大変よかったなと思います。ありがとうございます。

皆様、ありがとうございました。まず、1件目につきましては、この辺りで審議を終了させていただきたいと存じます。

定足数も満たしてございますので、本件につきましては資料 54-1-3 のとおり答申することとしてはいかがかと存じますけれども、御了承いただけますか。

(異議の申出なし)

○遠藤会長　　それでは、本件をもって答申をすることとさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。

②「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「電波の利用環境の在り方」について

○遠藤会長　　続きまして、答申案件、諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「電波の利用環境の在り方」につきまして、審議をさせていただきたいと存じます。

本件につきましては、情報通信技術分科会及び電波有効利用委員会におきまして精力的に調査・審議をいただき、このたび一部答申案を取りまとめていただきました。

本日は、情報通信技術分科会長の高田委員から御説明をさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○高田会長代理　　資料54-2-2が答申案でございますが、大部のため、資料54-2-1の概要資料に基づき説明させていただきます。

本件は、本年2月に総務大臣より諮問を受けた諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「電波の利用環境の在り方」について、情報通信技術分科会及び電波有効利用委員会において調査・審議を重ねてきたものです。本年3月31日の第1回電波有効利用委員会において検討を開始いたしまして、その後、同委員会を2回、委員会の下に設置した電波環境分野の在り方検討作業班を5回開催し、議論を深めてまいりました。そして、9月1日の第189回情報通信技術分科会において、本日の答申案を議決したところです。

1 ページ目について、こちらに検討の背景を載せております。

我が国は人口減少・少子高齢化に直面しており、生産性の向上に取り組むことが喫緊の課題である中、電波を使ったシステム、サービスは、国民生活や経済活動に深く浸透しており、国民生活を便利で安全・安心なものにし、経済成長の源泉となる可能性があり、国が取り組むべき電波の有効利用の推進の在り方について包括的に検討することが必要ということで、本年2月に諮問をいただいて検討を進めてまいりました。

2番、電波環境分野における利用環境の変化と優先課題について御説明します。電波の利用環境については、5G、いわゆる6Gを見据えた更なる高周波数帯の利用拡大、モバイル機器の増加や無人ロボットの導入など、高周波利用設備を含む無線機器の利用形態の変化、電気自動車や無人搬送車をはじめとした、無線による非接触給電ニーズやユースケースの増加といった変化が顕在化しております。この状況を踏まえて、電波の安全性に関する我が国の研究等の在り方、2番、電波の安全性に関する情報発信・啓発等

の在り方、3番として、ワイヤレス電力伝送、以下 WPT と略しますが、こちらに関する制度運用の在り方を優先課題とし、検討を進めてまいりました。

2ページ目について、検討課題1、電波の安全性に関する我が国の研究等の在り方について御説明させていただきます。

電波の安全性に関する総務省の研究成果は、これまでも、ICNIRP、これは以下「イクニルプ」と読ませていただきますが、国際非電離放射線防護委員会という WHO とも公式に連携している国際的な委員会によるガイドライン改定等に積極的に活用され、我が国の電波防護指針もそれと整合的に運用されております。今後も引き続き我が国で主体的に研究を推進していくことが適当と考えられます。

また、総務省では2018年に、生体電磁環境に関する検討会の報告書の中で、電波の安全性に関する研究のロードマップを策定しましたが、7年が経過しているため、電波利用の高度化や国際機関の動きを踏まえて見直すことが適当です。そこで、今回の見直しのポイントのとおり修正をいたしました。

表の左側に記載しておりますが、ロードマップでは、電波が人体に与える影響を評価するリスク評価、それを基に、電波の強度が一定以下となるよう管理するリスク管理、それらの知見を基に、国民にその影響を分かりやすく伝えるリスクコミュニケーションの3つに分類しています。

まず、リスク評価につきましては、1番として、熱作用・刺激作用といった科学的に確立した作用について、ICNIRP が公表した研究課題を踏まえて見直しを行い、発がん性等の必ずしも科学的に確立していない作用について、WHO について見直しが進められている環境保健クライテリアの改定後に改めて検討します。

それから2番として、特に2025年以降の研究課題が未確立であったことから、国際機関の最新の動きを踏まえて、「痛覚閾値」、「深部体温上昇と健康への影響」、「眼球の損傷と機能」といった3つの研究課題を追加し、3番として、検討の困難性が高く時間がかかり、今後需要が見込まれる「熱作用の反応閾値」の研究を一部前倒ししました。

続いてリスク管理につきましては、4番ですが、今後のより高い周波数帯での利用拡大を見据え、「吸収電力密度の測定法」のより高い周波数帯の研究を追加、「テラヘルツ波ばく露量標準の確立」、これを前倒しし、5番として、手間の多いばく露評価手法の省力化のため、「AI等を活用した適合性評価方法」を追加しています。

それからリスクコミュニケーションについては、6番、2030年頃にB5Gを追加しまし

た。

続いて2番、今後の研究の進め方につきましては、具体的な研究の実施に当たり、その時点で内容・期間を精査し、より幅広い者の研究への参入を促し、ロードマップも適時に見直しを行うことが重要であり、大学・研究機関や企業等を含めた研究者の育成を促すエコシステムの構築に向けた努力が重要であると考えられます。

それでは、次のページ、3ページをお願いいたします。こちらがロードマップの修正案となります。ただいま説明しました見直しのポイント1から6に対応した修正案ですので、ここでの説明は割愛させていただきます。

4ページ目について、検討課題の2番で、電波の安全性に関する情報発信・啓発等の在り方について御説明いたします。

過去、5Gの導入・普及の際には、他国においてデマ情報等に基づく社会問題が発生し、我が国でも総務省の窓口によくの問合せがありました。これまでも総務省、携帯電話会社、研究機関等では情報発信・啓発の取組や連携を行っており、リスクコミュニケーションの取組や研究も行っています。今後、将来の5Gの導入・普及に向けて、国民が安心して電波を利用できるよう、情報発信・啓発を適切に進めていく必要がありますが、単に安全性を強調するのではなく、科学的に確立している根拠や情報をしっかり踏まえながら、適切な内容や手段を用いることに留意すべきと考えます。

(2) 今後の取組の方向性ですが、5Gの導入・普及の本格化に向け、総務省、携帯電話会社、研究機関等において情報共有の枠組みを設け、知見の共有等を図る。また、情報発信の内容や方法について、動画等の効果的な発信方法やサイエンスコミュニケーターの知見の活用など、より正確でより良いものにしていく、リスクコミュニケーションの研究における知見を整理し、共有して活用することで、対外発信をより効果的なものにするといったことを検討し、実施していくべきと考えます。

5ページ目について、検討課題の3番で、近接結合型WPTの制度運用の在り方について御説明いたします。

近年、脱炭素化に向けた取組の一環としての電気自動車の需要強化や、製造・物流現場における自動化に伴う無人搬送車の普及が進む中、それらに対して効率的に給電ができる近接結合型WPTへの期待が高まっています。近接結合型WPTの設置は原則として装置ごとに個別に許可を取る必要がありますが、WPTの普及・促進のため、総務省では一部システムの型式指定を行い、型式ごとに設置許可が不要とできるよう制度改正を行い

ましたが、必ずしも普及につながっていない状況です。

これまでは、型式の指定を行うシステムの優先順位等が明確でない、共用検討などの検討事項が非常に多い、過去には国際規格等の策定状況が不十分、普及を待たずに型式指定の検討を開始しているといった状況であり、これによって、型式の制度化までの見込みが立てにくい、作業班の検討に1年半から3年半程度を要する、国際規格との不整合を生じる可能性、型式の制度化後も普及が進まないといった課題がありました。

このような課題を解決するために、対応策1として、国際規格を活用した型式の指定化ということで、近接結合型 WPT を対象とする CISPR 規格を国内答申した際は、速やかに型式指定の検討を実施する、対応策2として、普及実績に基づいた国内独自の型式の指定化ということで、十分な普及実績があるなどの場合に検討を開始し、共用検討などはワイヤレス電力伝送作業班の開始前に十分な検討を行う、対応策3として、個別許可の制度の周知として、型式の指定を受けていない製品であっても個別許可で使用が可能であり、関連するルールを周知することで型式の指定前の普及を促進することを考えております。

今後、新たな WPT の型式指定の制度化は、対応策1の国際規格を活用する方法、または対応策2で示す普及実績及び事前検討に基づく方式で型式指定の検討を進め、必要な WPT システムの型式の指定を迅速化してまいります。

2番目の制度運用の見直しによる効果等につきましては、ワイヤレス電力伝送作業班での型式の指定に関する検討の所要時間を最短で6か月程度まで迅速化し、メーカーの事業化の見通しを良くすることで近接結合型 WPT の普及を促進し、また、関連業界の積極的な国際規格策定への参画により、我が国の関連業界の国際展開に寄与することが期待されます。

このように、総務省と関係業界が協調し、型式の指定が適時・適切かつ円滑に実施されることにより、近接結合型 WPT の社会への普及や諸外国への展開に資することが期待されます。

私からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○遠藤会長　　ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました内容に関しまして、皆様から活発な御意見、御質問をいただければと存じます。

○長谷山委員　　指摘をされている点が明確に示されておりまして、導入についての線表

も見えるようでございます。妥当なものであると理解いたしました。素晴らしいものを作成頂きありがとうございます。

○遠藤会長　　ありがとうございました。

○内山委員　　私は社会科学の人間なので、本来の専門ではないところで発言をさせていただきますけれども、まず、課題1番に関して、こちらの分野に限らず、全分野で研究者不足、あるいは学生の不足ということはある問題なので、この課題等に対してはこのように書くのはしようがないかなと思うところはございます。

それから、検討課題の2番目の情報発信というところですが、本当に偽・誤情報問題が非常にシビアな時代ですので、なかなか難しい時代になってきているなという思いは正直あります。一流の先生方が、お国のお墨つきをもらって、これはリスクがある・ない、あるいはこれはまだ未知であるといったことをしっかり情報発信していただくことは、それなりに有効なことではないかなと思いますし、同時に、お国がお墨つきをつけてということであれば、くれぐれも総務省におかれましても、アカウントを盗まれないように運用していただければと思うところがございます。

それから課題3番目は、もう典型的によくありがちな認証の問題かと思しますので、迅速化あるいはワークフローの合理化ということで検討いただいたと見えますので、ぜひこのように進めていただくのはよろしいかなと思います。

○遠藤会長　　ありがとうございました。

私から高田先生に2つ御質問させていただきたいと思っておりますけれども、これからロボティクスが2030年にはもう実用化というお話も出ているようございますが、その観点からいうと、5Gを含めて高い周波数というものが必須になって、かつロボットをしっかりと動かすためにはどのぐらいのパワーが必要なのかということも含めて考えると、結構その間に人が入っていて電波の照射を受けるということも考えられますが、その辺について何か具体的なリスクが起きるようなシチュエーションというのは、ロボティクスも含めて何か環境をお考えになられたのかということと、2点目は、WPTですけれども、本当に今はビークルだけではなくて、ドローンとか、今申し上げたロボティクスとか、そういうものがリモートで動く必要があるという観点からいうと、本当に重要な領域だと思います。そういう観点で、すぐ目の前ではドローンのようなものは絶対的に必要だと思いますけれども、その辺の時間軸について、御議論はおありになりましたか。お伺いできればと思います。

○高田会長代理 御質問ありがとうございます。基本的には委員会及び作業班で議論していますので、申し訳ございませんが、まず事務局から状況について回答いただいてよろしいでしょうか。

○向井電波環境課長 まず、1点目につきましては、これから高周波のニーズが高まっていく中で、人が入って電波の照射を受けるといった何らかのリスクが生じ得るシチュエーションについて考えているのかという御質問だったかと思えますけれども、これにつきましては事業者でまだ検証段階でございまして、具体的な議論はこの委員会の中ではなかったところでございます。

もう1点のWPTにつきましては、ドローンについても今後のニーズが高まっていくところで、時間軸のお話があったかと思えますけれども、こちらについてもまだ具体的な検討がなされていないところで、今後のニーズを見て、事業者が導入される際に使えるように、制度として設計をしていくということを御議論いただきました。

○遠藤会長 ありがとうございます。

○高田会長代理 補足です。高い周波数への対応については、電波利用環境という観点から、テラヘルツ波のばく露標準、特に電波が体内に浸透しないので、表面ばく露について深く議論するということが入っています。

他方で、高い周波数の運用の形態につきましては、各利用システムにおいて、技術基準の議論の中で今後議論されていくものと考えています。振る舞いが光に近くなってきますので、見通し・見通し外というところが非常にはっきりしてきます。この辺りはシステム設計の中できちんと反映していく必要があると私も考えております。

○遠藤会長 ありがとうございました。

○甲田委員 安全性（資料3ページ）について、これまでかつて未曾有のことですよね、5Gとか6Gとかというのが出てくるのは。そこで安全性で科学的根拠がないというのは、まだまだ科学の研究が追いついていないところも多分にあると思っております、まだまだこういったものが出てきて歴史が短いので、本当に安全性に対するケースがあるのかないのかといったような、まだ科学的根拠は見つけられていないけれども、こういうケースがあるということは、しっかり把握して公表されていくべきではないかなと思われました。

デマとそうではないものに対する境界線も、そういった意味でいうと非常に微妙で、本当にデマのものもあれば、こういうケースがあった、科学的根拠はないにしても疑わ

しい事例があるということをしっかり把握した上で我が国の導入を進めていかなければ、後から実は科学的根拠が発見されたみたいなことが今後起こり得るのかなと思いました。

○遠藤会長　ありがとうございます。

○高田会長代理　今おっしゃっていただいた点、大変重要かと思います。先ほども少しお話ししましたように、必ずしも科学的に確立されていない作用ということで認識されているものもありますので、そういったところも基本的な議論の流儀がある程度確立していると思いますので、情報公開も含めて、きちんとコミュニケーションをとっていく。その意味で、リスクコミュニケーションの重要性が今後も増していくのではないかと理解しています。

起こり得るということは一つのリスクですから、それをきちんとコミュニケーションする、皆さんに御理解いただくということが非常に重要かと思っております。

○向井電波環境課長　今、高田会長代理が御説明いただいたとおりでありまして、事実関係をしっかりと把握し、利用者の方々に分かりやすいようにお伝えをしていくところをしっかりとやっていく必要があろうかと思っておりますので、頑張っていきたいと考えております。

○遠藤会長　ありがとうございました。特にユースケースというのは、どのように使われるのかというイメージを持つことがとても大切なので、ぜひその辺の議論を含めながら、安全性に対する何らかのガイドというのをお出しいただけるとありがたいなと感じました。

皆様、大変ありがとうございました。ウェブのほうからも現状ないようでございます。この辺りで審議を終了させていただきたいと存じます。

定足数も満たしてございますので、本件につきましては、資料 54-2-3 のとおり答申をするということにはいかがかと存じます。よろしゅうございますか。もし御異議がございましたら、チャット機能でお申出いただければと思います。

(異議の申出なし)

○遠藤会長　御異議ないようですので、本案を持って答申をさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。

それでは、本日の2件の答申につきまして、私からもコメントさせていただければと存じます。

まずは、國領部会長、大橋部会長代理、それから、高田分科会長、長谷山分科会長代

理をはじめ、委員、専門委員の皆様におかれましては、精力的に御検討いただきましたことを、心より感謝申し上げます。

本日の2件の答申につきましてのコメントでございますが、まず、「地域社会 DX の推進に向けた情報通信政策の在り方」の答申につきましては、少子高齢化と人口減少による働き手の不足をはじめとして様々な課題に直面している地域社会、そして、経済を維持・発展させ地域住民の生活を支えるためには、AI を含むデジタル技術の徹底的な活用により地域課題を解決する地域社会 DX、これを推進することが必須であろうと考えております。

そのためには、AI を含むデジタル技術の中核的な担い手となる企業が地域のニーズに合った企業展開をできるようにすることが重要であることから、本答申では、総務省が取り組むべき事項として、地域課題を起点としたマーケット・インのソリューションの創出・導入の強化、それからAI の徹底活用を核としたデジタル技術の活用の強化、さらには事業化、普及に向けた大幅な支援の強化、そして4 番目として、地域課題解決のための新たなデジタルインフラの活用の4 つの柱を掲げ、それぞれに沿った課題及び対応の方向性を示していただきました。総務省におかれましては、本答申を踏まえまして、地域社会 DX のさらなる推進に向けて、施策を具体化し、必要な措置を講ずることを期待してございます。

次に、「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「電波の利用環境の在り方」の答申につきましては、電波の利用環境の変化を正確に捉えて、適切な課題の設定と対象方針の検討をしていただきました。

1 点目の電波の安全性に関する我が国の研究等の在り方につきましては、研究のロードマップについて、電波利用環境の変化等を踏まえ適切に見直していただいたこと、2 点目として、電波の安全性に関する情報発信・啓発等の在り方については、情報共有の枠組みを設けて知見の共有を図ること、そして情報発信の内容や方法をより正確でより良いものにしていくということで、国民の皆様が電波をより安全・安心に使っていただけるようになることを期待してございます。

3 点目の、近接結合型 WPT の制度運用の在り方については、国際規格を活用した型式の指定の仕方、それから、さらには普及の実績に基づいた国内独自の型式指定の仕方、そして個別許可の制度の周知を進めるということで、近接結合型 WPT の国内での普及や諸外国への展開が促進されることを期待したいと存じます。

私からは以上でございます。

それでは、答申書をお渡ししますので、阿達総務副大臣がお見えになるのを少々お待ちしたいと思います。

(報道関係者入室)

(阿達総務副大臣入室)

○中村情報通信政策課長　それでは、ただいまより答申書の手交を行っていただきます。

○遠藤会長　今日は答申書が2件ございます。

まず、1件目でございます。答申書、令和7年9月3日付け諮問第29号「地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方」につきまして、審議の結果、別添のとおり答申をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(答申書手交)

○中村情報通信政策課長　ありがとうございます。それでは、2件目の答申をよろしくお願ひいたします。

○遠藤会長　2件目でございます。答申書、令和7年2月3日付け諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「電波の利用環境の在り方」につきまして、審議の結果、別添のとおり答申をさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

(答申書手交)

○遠藤会長　それでは、ただいまの答申に関しまして、阿達総務副大臣より御発言がございます。阿達副大臣、よろしくお願ひ申し上げます。

○阿達総務副大臣　総務副大臣の阿達雅志でございます。日頃より情報通信行政に格段の御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

ただいま答申をいただきました2件につきましては、遠藤会長をはじめ、委員の皆様の活発な御審議を経て取りまとめていただきました。

まず、「地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方」答申については、日本の地域社会・経済を取り巻く状況やAI等デジタル技術の最新動向を踏まえ、地域社会DXのさらなる推進に向けた情報通信政策の在り方について御提言をいただきました。

総務省では、地域社会DXを推進し、石破内閣の最重要課題である地方創生2.0にも貢献するため、従来の地域社会DX推進施策を、人材確保に関する施策も含めた総合的な施策として地域社会DX推進パッケージ事業に改め、令和6年度補正予算より実施してお

ります。

同事業は、令和8年度概算要求において継続して要求しているところ、本日の御提言を次年度事業に適切に反映し、地域初の先進ソリューションの創出と普及に力を尽くしてまいります。

次に、「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「電波の利用環境の在り方」答申については、電波の利用環境の変化を適切に捉えた上で、電波の安全性に関する我が国の研究等の在り方、電波の安全性に関する情報発信・啓発等の在り方、近接結合型ワイヤレス電力伝送（WPT）に関する制度運用の在り方という3つの優先課題に関して御提言いただきました。

電波の安全性に関する我が国の研究等の在り方については、今後、修正いただいたロードマップを踏まえ、研究を進めてまいります。また、その研究成果も踏まえつつ、関係者による情報共有の枠組みを設け、情報発信の内容や方法をより正確でより良いものにしていくことで、国民の皆様により安心・安全に電波を利用していただけよう努めてまいります。また、近接結合型 WPT の制度運用の在り方については、型式指定を迅速化するなどにより、WPT の普及促進、さらには諸外国への展開の促進につながるよう取組を進めてまいります。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、引き続き情報通信行政への一層の御指導と御協力をお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

- 遠藤会長 ありがとうございました。阿達総務副大臣におかれましては御公務のため、ここで御退席をされます。
- 阿達総務副大臣 どうもありがとうございました。
- 遠藤会長 皆様、御協力ありがとうございました。

（2）議決案件

情報通信審議会議事規則の一部改正について

- 遠藤会長 続きまして、議決案件に移ります。

事務局より情報通信審議会議事規則の一部改正につきまして提案をいただいております。

す。事務局から内容について御説明をいただきたいと思います。

○中村情報通信政策課長　それでは、情報通信審議会議事規則の一部改正につきまして、資料 54-3 により御説明させていただきます。

電気通信サービスにつきましては、申し上げるまでもなく、国民生活及び社会経済活動を支える基盤的インフラといたしまして、極めて重要な役割を担っております。その公共性は非常に高いものとなっており、こうした状況の中、技術革新の進展とか、あるいはサービスの多様化によりまして、利用者にとっての利便性とか選択肢は大きく広がっている一方で、情報の非対称性とか交渉力の格差といった構造的課題から、利用者トラブルは絶えず発生している状況です。

これまでも総務省におきましては、消費者保護ルールを法定するなどをしてまいりましたが、通信サービスに関する消費者保護に係る制度全般につきまして、市場環境の変化を踏まえつつ、中長期的な観点から、恒常的な検討を弾力的に行っていく必要があることから、消費者保護に係る制度につきまして検討を加える諮問事項を、電気通信事業政策部会の専決事項として追加することを御提案申し上げます。

詳細につきましては、担当から御説明をさせていただきます。

○内藤消費者契約適正化推進室長　資料 54-3 につきまして、別添を含めまして御説明をさせていただきます。

電気通信事業法につきましては、法目的として、適正かつ合理的な事業の運営と公正競争の促進により、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともに利用者等の利益の保護を図ることを掲げているということでございまして、2003 年の事業法改正におきまして消費者保護ルールを法定化して以降、累次の検討・見直しを積み重ねてまいりまして、現在の消費者保護ルールを形成するに至っております。

特に 2015 年の事業法改正におきまして消費者保護ルールの見直しを行った際に、契約前の説明義務の充実、契約書面の交付事務、その他不実告知等の禁止行為規制、初期契約解除制度、電気通信事業者による販売代理店への指導等措置義務等、現在の消費者保護ルールの基礎となる措置を導入しております。

こうした消費者保護ルールの在り方に関しましては、これまでいわゆる行政運営上の会合、検討会の形でアドホックに検討を積み重ねてまいりまして、必要な制度の検討・見直しを適時に行ってきたところでございますが、こうした見直しの結果として、2015 年の先ほど申し上げた事業法の抜本的な消費者保護ルールに関する改正以降も、10 年間、

消費者トラブルについて減少傾向にあるといったところではございますけれども、引き続き一定の水準で消費者トラブルが発生し続けている状況にあります。

また、今後、技術革新、さらに社会全体のデジタル化の進展、スマートフォン等の高度な情報通信端末を通じたサービスの利用の態様の変化といったものが見込まれる中で、利用者の利便性の向上と表裏一体の形になりますけれども、新たな利用者トラブルが生じることも想定されております。こうした状況を踏まえまして、利用者が安心・安全に電気通信サービスを利用し続けることができる持続的な環境を確保するために、消費者保護ルールの在り方につきまして不断の検証と見直しが求められている状況です。

このような状況を踏まえまして、今後、審議会、電気通信事業政策部会において、中長期的な視点の下、恒常的な検討を行ってまいりたいと思っております。

その際、当面の検討課題の一例といたしまして、例えば契約手続の場が店舗からオンラインへと移行する流れもある中で、デジタル化により消費者にもたらされる利便性と、一方で新しく消費者に生じ得る問題といったところのバランスを図りながら、デジタル化の流れに適切に対処していくといった検討が考えられております。例えば契約に係る書面につきまして、電子交付をデフォルト化するといったことの是非も含めて検討することを想定しているところです。

また、長年にわたる懸案事項として、継続的な検討がこちらは必要なものとなりますが、例えば光ファイバー等の電話勧誘販売によるいわゆるプッシュ型の営業に関する規制につきましても、引き続き検討を進めていくことが想定されているところです。

その他様々な検討課題が想定されております中で、現行の政策・制度、市場環境の下で、事業者の法令遵守の状況、消費者からの苦情相談の動向につきまして的確にモニタリングを行っていくことで、データに基づく適切な検証・評価を進めまして、より実効的な政策・制度の立案を図るPDCAのサイクルを確立してまいりたいと考えているところです。

こうした取組を通じまして、市場環境の変化に対応した消費者保護ルールの在り方につきまして、柔軟かつ迅速に検討を進めてまいることができればと考えているところです。

○遠藤会長　ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問等ございましたら、チャット機能も含めていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

私からご質問してよろしいでしょうか。これはやはり大変重要な案件で、結構せっぱ詰まった問題でもあろうかと思いますが、時間軸上で何かスケジュールはイメージされていらっしゃるのでしょうか。

○内藤消費者契約適正化推進室長　現状で明確な時期といったところを確定できているところではないのですが、大体2年から3年といったスパンを一つの区切りにし、そうした中で迅速に対応するものにつきましては段階的に早めに検討の結果を出していくといった形で、中長期的な観点と申しましても、いたずらに長くならないように2～3年のスパンを想定しながら、その中で随時短期的に対応するものにつきましては早めに結論を出していくといった形で検討を進めさせていただければと考えているところです。

○遠藤会長　ありがとうございます。私自身が個人的に困っているのは、毎朝迷惑メール（SMS）が大量に来てしまい、一応、差出人の電話番号は見えていますが、迷惑メールをいかに減らしていくかみたいなのも含めて、ぜひ御検討いただければと思います。そういうような領域も今おっしゃられた内容の中に入るもののでしょうか。

○内藤消費者契約適正化推進室長　我々の検討の主眼としては、まずは契約時の手続の適正化といったところでございますが、審議会の議事規則の改正の文面にもございまして、利用者の利益の保護に関するものといったところを事業政策部会にも諮らせていただくといったところではございます。直接的にどこまでを迷惑メールの対策として考えるかですが、例えばですが、迷惑メールに関しては法令が別途ございますけれども、必ずしも我々の事業法の消費者契約の入り口のところの契約の手続に関するところのみにとらわれることなく、周知・啓発とかそういった取組も含めて、広く利用者の利益に関するものといったところできれればと考えております。そういったことの具体的なトピックにつきまして、引き続き有識者の皆さんも含めて幅広く検討していくことができればと考えているところです。

○遠藤会長　そういう意味では、ユーザーがかなり、ネットワーク上の幾つかの問題を必ずしも善良に使いこなしているわけではなくて、問題を発生させるような使い方をされている者に対して何らかの処置がとれる法制度みたいのも用意すべきじゃないかと思うのですよね。そういうものも含めて今御説明いただいた内容を実行していくということで、そういう意味では、ユーザー側の困っている内容をもう一度網羅的に把握されるというフェーズがあってもいいような気もいたしますが、いかがでしょう。

○内藤消費者契約適正化推進室長　こちらは我々のほうでも従前から継続的に苦情相談

といったものを相談センターとして設けまして総務省で把握しているものがあり、加えて消費生活センターで把握している情報を含め、我々で苦情相談の状況を分析しながら取組をこれまでもやってきたところをございまして、引き続き我々としても、そうした消費者からの声、データといったものを踏まえながら、実際のデータに基づいた形で政策立案をしていくことができればと考えております。実態を踏まえて、PDCA という形で、データを踏まえて政策を立案し、その状況をまた踏まえて、状況を見て、しっかりと取組を進めていくことができればと考えているところです。

○遠藤会長　　ありがとうございました。ほかにございませんか。

それでは、ただいま御説明いただいたとおり、情報通信審議会議事規則の一部改正につきまして、資料 54-3 のとおり承認をさせていただきたいと存じます。

(3) 報告案件

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

○遠藤会長　　続きまして、報告事項でございまして。情報通信技術分科会及び各部会の活動状況につきまして、事務局から御説明をいただきたいと存じます。お願いいたします。

○中村情報通信政策課長　　それでは、情報通信技術分科会及び各部会の活動状況につきまして、資料 54-4 により御説明をさせていただきます。

本件でございまして、情報通信審議会議事規則第 10 条第 6 項及び第 11 条第 11 項に基づきまして、前回開催されました第 53 回総会以降の情報通信技術分科会及び各部会の活動状況につきまして御報告申し上げるものでございまして。

まず、情報通信技術分科会でございますが、こちらにつきましては 2 回、7 月と 9 月にそれぞれ会合を開催しまして、4 件の答申をいただいております。

また、部会についてですが、情報通信政策部会のほうは、7 月に 1 回、会合を開催しております。電気通信事業政策部会につきましては、開催の実績はございません。また、郵政政策部会に関しましては、7 月に 1 回、会合を開催いたしまして、1 件の答申をいただいております。

内容の詳細につきましては省略をさせていただきますが、概要は以上でございます。

○遠藤会長　　ありがとうございました。報告について、もし御意見、御質問ございませ

たら、今お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全ての案件は以上で終了をいたしました。委員の皆様方、大変ありがとうございます。

これ以外のことについて何か事務局のほうからあれば、お受けしたいと思いますが、いかがでございましょう。

閉 会

○遠藤会長　それでは、本日の会議を終了させていただきたいと存じます。

次回の日程につきましては、別途調整をさせていただき、事務局より御連絡を申し上げます。

以上で閉会とさせていただきます。皆様の御協力に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。